

## JA 農業経営維持継続資金（危機対応）融資要項（統一版）

### 目的

本資金は、内外の金融秩序の混乱または大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等（以下、「大規模災害等」）により経営に影響が生じている組合員に対して、農業経営の維持継続に必要な資金を融通することを目的とする。

### 1 貸付対象者（以下の条件(1)～(3)をすべて満たすこと。）

- (1) 大規模災害等により農業経営に影響が生じているまたは生じるおそれがある組合員（正組合員・准組合員）であること。<sup>（補足）</sup>
- (2) 農業を営み、または従事していること。
- (3) 信用状況に不安がないこと。<sup>（補足）</sup>

#### 【補足】

- ・「大規模災害等」の対象については、農業信用保証保険支援総合事業実施要綱別記1の第2の1の(3)の資金に関して、農林水産省経営局金融調整課長が定める要件にかかる災害又は突発的事由に限る。
- ・貸付対象者については、同事業実施要綱別記1の第2の2に基づき、中長期的にみて、業況が回復し、かつ発展することが見込まれる場合に限る
- ・信用状況に不安がないこととは、大規模災害等以外の事由に起因する、信用事業の支払延滞や経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がないこと、かつ千葉県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいう。

### 2 資金使途

大規模災害等に起因して弁済が困難となることが見込まれる既往債務の弁済に必要な資金<sup>（補足）</sup>

#### 【補足】

- ・借換の対象資金は、運転・設備資金（制度資金を含む）、農業経営負担軽減支援資金等の既往債務とし、JA プロパーの農業経営の維持継続に必要な資金（負債整理資金）ならびに生活関連資金、農業以外にかかる事業資金は対象外。
- ・本資金の貸付条件は、既往債務の貸付条件よりも債務者にとって有利となること（①既往債務の残存年数よりも期間を長期化、②据置期間を設定、③既往債務の金利より低利とする等の対応）

#### 【特認事務】

- ・貸付実行後の計画の進捗状況および貸付条件履行状況等確認において、必要がある場合は実査を行う。

### 3 貸付金額

借換する既往債務残高の範囲内とする。<sup>（補足）</sup>

#### 【補足】

- ・貸付金額は、貸付先や貸付対象事業等に応じ個別判断とする。

#### 4 貸付期間

15年以内（据置期間3年以内）とする。

#### 5 貸付金利

J A所定の金利とする。

#### 6 担保

必要に応じ、担保の設定を求める。

#### 7 保証

(1)原則として千葉県農業信用基金協会の保証を付する。なお、本資金の保証割合は千葉県農業信用基金協会の定めによる。

(2)借入者が法人の場合は、必要に応じて代表者を連帯保証人とする。

(3)その他に個人連帯保証を求める場合は、必要性・妥当性を検証する。

(4)経営者保証に関するガイドラインに基づき、所定の要件を将来に亘って充足すると見込まれる等の場合には、債務者の意向等も確認したうえで、連帯保証人を必要としない可能性を検討する。特に、事業承継時に前経営者、後継者双方を保証人とする場合は、その必要性について十分検討する。

(5)連帯保証を求める場合は、連帯保証人が「経営者等」に該当するかどうかを確認する。なお、ここでいう「経営者等」とは、具体的には以下の者を指す（実際に「経営者等」であるかどうかを確認する場合は、「参考様式① 保証意思宣明公正証書の要否判定（貸出事務手続（統一版）（融資稟議サブシステム導入県域用）掲載様式）」を活用のこと）。

<経営者等に該当する者>

##### 【債務者が法人の場合】

- ・ 経営者（債務者である法人の理事・取締役・執行役これらに準ずる者）
- ・ 大株主（総株主の議決権の過半数を有する者等）

##### 【債務者が法人以外の場合】

- ・ 共同経営者（債務者と共同して事業を行う者）
- ・ 従事配偶者（債務者の事業に実際に従事している債務者の配偶者）

(6)連帯保証人が「経営者等」に該当しない場合は、公証役場の公証人が作成する「保証意思宣明公正証書」が必要となる。なお、当該公正証書は、保証契約を締結する前の1ヵ月以内に作成しなければならない（それ以外の留意事項については、「参考様式② 保証意思宣明公正証書の作成・提出等について（貸出事務手続（統一版）（融資稟議サブシステム導入県域用）掲載様式）」を参照）。

(7)連帯保証人に対しては、以下の情報を提供しなければならない。

##### ① 保証債務状況等（保証債務残高）にかかる情報

なお、債務者の経営状況等の照会については、債務者の了承を得なければ回答できないことに留意する。

##### ② 債務の履行状況にかかる情報提供（民法の定めに基づく提供義務）

保証人から債務の履行状況にかかる情報提供の依頼を受けた場合、保証人に対して遅滞なく情報提供する義務を負う。

なお、この場合、保証人から「参考様式③ 保証契約に関する情報提供請求依頼書（主債務の履行状況用）（貸出事務手続（統一版）（融資稟議サブシステム導入県域用）掲載様式）」の提出を受け、保証人に対して遅滞なく「参考様式④ 保証契約に関する情報提供書（主債務の履行状況用）（貸出事務手続（統一版）（融資稟議サブシステム導入県域用）掲載様式）」を交付する。

③ 債務者の期限の利益喪失時における情報提供義務

債務者が期限の利益を喪失したときには、その事実を知ったときから2ヵ月以内に、保証人に対してその旨の情報提供を行わなければならない。

(8) 上記保証意思宣明公正証書の必要性確認および保証人への情報提供の実施確認については、「参考様式⑤ 保証人に対する情報提供義務について（貸出事務手続（統一版）（融資稟議サブシステム導入県域用）掲載様式）」を確認する

とともに、「参考様式⑥ 確認書（事業資金にかかる個人または団体の保証用）（貸出事務手続（統一版）（融資稟議サブシステム導入県域用）掲載様式）」の提出を受けることにより行う。

8 貸付方法

証書貸付

9 元利金の返済方法

- ・元金均等方式とし、毎月返済方式、年1回または年2回返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済に加えて6か月ごとの特定月に増額して返済する。）を可能とする。
- ・返済日はあらかじめJAが定めた特定の日とする。

10 遅延損害金

JA所定の利率とする。

以上